

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

ホームレスに対する生活保護の適用について

本日、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成 14 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 8 条の規定に基づき、別添のとおり、厚生労働省・国土交通省告示第 1 号をもって「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)が定められた。

基本方針では、ホームレスに対する生活保護法による保護の実施に関する事項についても定められているところであるが、今般、下記のとおり、ホームレスに対する生活保護の適用に関する具体的な取扱いを定めたので、了知の上、生活保護の適正な実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知の 1 については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定による処理基準である。

また、「ホームレスに対する生活保護の適用について」(平成 14 年 8 月 7 日社援保発第 0807001 号本職通知)は廃止する。

記

1 ホームレスに対する生活保護の適用に関する基本的な考え方

生活保護は、資産、能力等を活用しても、最低限度の生活を維持できない者、すなわち、真に生活に困窮する者に対して最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度であり、ホームレスに対する生活保護の適用に当たっては、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものでないことに留意し、生活保護を適正に実施する。

2 基本方針の留意点

(1) ホームレスの抱える問題・状況の把握に当たっては、面接相談時の細かなヒアリングによって得られる要保護者の生活歴、職歴、病歴、居住歴及び現在の生活状況等の総合的な情報の収集や居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目(生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等)の確認により、居宅生活を営むことができるか否かの点について、特に留意すること。

また、自立に向けての指導援助の必要性の程度を分析するに当たっては、利用できる社会資源の状況を総合的に勘案して、ケース診断会議等において処遇の方針を樹立し、保護の適用の方法を決定すること。

(2) 直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 3 項第 8 号に規定する無料低額宿泊事業を行う施設(以下「無料低額宿泊所」という。)等において保護を行うが、ホームレスの状況によっては、養護老人ホームや各種障害者福祉施設等への入所を検討すること。

(3) 施設入所中においては、ホームレスの状況に応じて訪問調査活動を行い、必要な指導援助が行われるよう、生活実態を的確に把握する。

また、居宅生活への円滑な移行に向けて、施設職員や民生委員等関係機関と連携を図り、日常生活訓練、就業の機会の確保等の必要な支援に努めること。

無料低額宿泊所に起居する被保護者については、適切な訪問格付を設定し定期的な訪問を行い、生活実態や処遇状況を把握するとともに、自立に向けた必要な指導援助を行うこと。

(4) (1) により、保護開始時において居宅生活が可能と認められた者並びに居宅生活を送ることが可能であるとして、保護施設等を退所した者及び必要な治療を終え医療機関から退院した者については、公営住宅等を活用することにより居宅において保護を行うこと。

なお、保護開始時において居宅生活が可能と認められた者であって、公営住宅への入居ができず、住宅を確保するため敷金等を必要とする場合は、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第6の4の(1)のキにより取り扱うこと。

(5) 居宅生活に移行した者については、関係機関と連携して再びホームレスとなることを防止し、居宅生活を継続するため、及び居宅において日常生活を営むことの実現のため、基本方針に掲げられている就業の機会の確保等の施策を有効に活用する等、必要な支援を行うこと。

(6) 病気等により、急迫した状況にある者については、申請が無くとも保護すべきものであり、その後、要保護者の意思確認が可能となった場合には、保護受給の意思確認を行い、保護の申請(保護の変更申請)が行われたときには、保護の要件を確認した上で、必要な保護を行うこと。

なお、要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、連絡体制を整えるなど医療機関との連携を図り、早急に実態を把握した上で、急迫保護の適用の可否を確認すること。

3 留意事項

(1) 実施機関における取組

ア 法第9条において、都道府県及び市町村は必要に応じ、基本方針に則し、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画(以下「実施計画」という。)を策定しなければならないこととされているが、実施計画を策定しない場合であっても、福祉事務所等保護の実施機関(以下「実施機関」という。)におけるホームレスに対する生活保護の適用の考え方は、基本方針及び本通知によるものであるので留意すること。

イ そのため、実施機関においてホームレスが保護の相談等に来訪した際や急迫保護を適用する場合には、当該実施機関において必要な保護を行うものであって、施策が十分でないこと等により基本方針に沿わない取扱いを行うことがないようにすること。

(2) 自立支援センターにおける生活保護の適用について

ア 自立支援センターの入所者については、入所中の生活は自立支援センターで保障されており、医療扶助を除き基本的には生活保護の適用は必要のないものであること。

イ 自立支援センターに入所し就労努力は行ったが、結果的に就労による自立に結びつかず退所した者から保護の申請が行われたときには、保護の要件を確認した上で、必要な保護を行うこと。

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について(通知)

今般、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、了知の上、保護の実施に遺漏のなきを期されたい。

(別紙) 新旧対照表

○生活保護法による保護の実施要領について(昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知)

改正案	現行
第 6 最低生活費の認定	第 6 最低生活費の認定
4 住宅費	4 住宅費
(1)家賃、間代、地代等	(1)家賃、間代、地代等
ア～カ(略)	ア～カ(略)
キ 保護開始時において、安定した住居のない要保護者(保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。)が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、限度額又はオに定める額以内の家賃又は間代を必要とする住居を確保するときは、限度額又はオに定める額に 3 を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認めて差し支えないこと。	キ(略)
ク(略)	

社援保発第 0731003 号 平成 15 年 7 月 31 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について(通知)

今般、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」

(昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、了知の上、保護の実施に遺漏のなきを期されたい。

(別紙)新旧対照表

○生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知)(抄)

改正案	現行
第4 最低生活費の認定	第4 最低生活費の認定
問30 局長通知第6の4の(1)の力にいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。	問30 局長通知第6の4の(1)の力にいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。
答「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれかに該当する場合で、敷金等を・必要とするときに限られるものである。	答「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。
1～5(略)	1～5(略)
6 宿所提供施設、無料低額宿泊所(社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業を行う施設をいう。)等を一時的な起居の場として利用している場合であって、居宅生活ができると認められる場合	6(略) 7(略)8(略)9(略)10(略)11(略)12(略)13(略)14(略)
7(略)8(略)9(略)10(略)11(略)12(略)13(略)14(略)15(略)	
問77 局長通知第6の4の(1)のキにいう「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。	
答「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれにも該当する場合で、ケース診断会議等において総合的に判断した結果、真に敷金等が必要であると認められるときに限る。	
1 居宅生活ができると認められること。	
2 公営住宅等の敷金等を必要としない住居の確保ができないこと。	
3 他法他施策による貸付制度や他からの援助等により敷金等がまかなわれないこと。	
4 保護の開始の決定後、同一の住居に概ね6ヶ月を超えて居住することが見込まれること。	
問78 局長通知第6の4の(1)のキの「居宅生活ができると認められる者」の判断方法を示されたい。	
答 居宅生活ができるか否かの判断は、居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目(生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等)を自己の能力でできるか否か、自己の能力のみではできない場合にあっては、利用しうる社会資源の活用を含めできるか否かについて十分な検討を行い、必要に応じて関係部局及び保健所等関係機関から意見を聴取した上で、ケース診断会議等において総合的に判断すること。なお、当該判断に当たっては、要保護者、その扶養義務者等から要保護者の生活歴、過去の居住歴、現在の生活状況を聴取する等の方法により、極力判断材料の情報収集に努め、慎重に判断すること。	